平成２６年（フ）第１２１号
静岡県藤枝市南駿河台５丁目５番10号　ロイヤルコーポするが台101号
債務者　杉原　哲郎（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８号
東京都小平市学園東町１丁目９番７―２号ハイムＫ201号
債務者　水谷　教子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４０４号
埼玉県春日部市豊町１丁目４―１―103
債務者　星野　由美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４０５号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目31―２―３
債務者　大江　勇太
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目５番17号　アルコⅠ―606
債務者　宮本崇成こと　金　　崇成
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田342番地　レオパレストルネード舞阪102
債務者　宮本紀成こと　金　　紀成
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３９２号
福岡市南区柏原４丁目30番５号
破産者　中屋フーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２４号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番８号
破産者　フロム・オー株式会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１１号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地
破産者　有限会社鈴木住建
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１２号
栃木県宇都宮市若草３―18―19　ヴィラアレスト102号室、開始決定時の住所栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地164
破産者　鈴木　　信
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３７号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目47番地１　ペルルＶ202号、開始決定時の住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目27番地22
破産者　藤井　義博
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１１号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目７番36号　コーポピアイイヤマⅠ―103、商業登記簿上の本店所在地埼玉県春日部市備後東３丁目１番１号
破産者　眞田物流有限会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
長野県岡谷市長地柴宮３丁目17番３号
破産者　有限会社フジ商事ケンジー長野
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
静岡県伊豆市湯ケ島264番地の１
破産者　木村屋製菓有限会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県篠山市大沢250番地
破産者　有限会社新教育企画
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１１１６号
広島市西区田方１丁目21番１号サーパス田方南307
破産者　株式会社アーチャー
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
福島市蓬莱町５丁目７番３号
破産者　有限会社福島ナイスミート
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
福島県いわき市四倉町字西３丁目10番地
破産者　いわきビル設備管理センター株式会社
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２３６９号
横浜市西区花咲町５丁目135番地
破産者　有限会社サンメディカルサービス
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部